

防府市新入学児童用かばん支給事業に係る企画提案競技審査委員会設置要綱

令和6年4月1日制定

(目的及び設置)

第1条 防府市新入学児童用かばん支給事業に係る企画提案競技の実施にあたり、募集内容、選定方式、評価基準を作成し、企画提案書等を評価の上、防府市新入学児童用かばん支給事業に係る受注業者を選定するため、企画提案競技審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 受注候補者を選定するための審査基準の決定に関すること。
- (2) 提出された企画提案書等の審査に関すること。
- (3) その他受注候補者の選定に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の者をもって充てる。

- (1) 教育委員会教育長
- (2) 教育委員会教育部長
- (3) 防府市小学校校長会 1名
- (4) 防府市小学校PTA連合会 1名
- (5) 防府市幼稚園連盟 1名
- (6) 防府市保育協会 1名
- (7) 学識経験者 1名
- (8) 保健こども部長

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、教育長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、教育部長をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代

理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合は、書類の持ち回りの方法により、議事の審議を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要綱は、受注候補者の選定を行った日をもってその効力を失う。